

「京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（第2弾）」  
補助対象事業例（R2.9.2）

第1号事業	
対象経費として認められる例	対象経費として認められない例
マスク，フェイスシールド 消毒用エタノール，非アルコール系消毒液 体温計，空気清浄機・加湿器 液体せっけん，固形せっけん，うがい薬 施設消毒経費 消毒液生成機器（次亜塩素酸水生成装置など）及び 消毒液生成用材料（精製塩など） 施設内隔離用物品（セパレータ，カーテンなど） 空間除菌関連商品（クレベリン等） ペーパータオル，トイレ蓋 使い捨てビニール手袋，ゴム手袋 キッチンワゴン，トレー ソーシャルディスタンス確保のための机，ござ等 扇風機 網戸設置費用（工事費としては不可）  上記物品の配送料	食品 被服 おむつ 布団 医療施設における受診料及び薬代 交通費（タクシー代等） 新型コロナウイルス対策とは関係ない医薬品（風 邪薬，絆創膏，切り傷用消毒液など） 空気清浄機・加湿器を除く一般的な家電製品 （電子レンジ，冷蔵庫，洗濯機，テレビなど） 冷暖房器具，調理器具，食器類

第2号事業（かかり増し経費）の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金</li> <li>○ 通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当</li> <li>○ 感染症対策のため，新たに非常勤職員を雇上した場合の賃金</li> </ul> <p><b>※ 慰労金は対象とはなりません。</b></p> <p><u>※ 必ずしも給与規程の変更を行うことを求めるものではなく，感染症対策を行った職員に係る人件費に充ててください。その際，職員に支給方法や算定方法等を周知するなど，透明性の確保にご留意ください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の感染防止対策一環として，職員個人が施設や日常生活におい必要とする物品等の購入費用（例）手荒れ防止用のハンドクリーム，マスク，帽子，ゴーグル，エプロン，手袋，ウェストポーチ，ガウン，タオルなど</li> </ul> <p>※ 施設宛の領収証の添付が必要となります。</p>